



Title	無償用役と国民所得
Author(s)	長谷部, 亮一
Citation	北海道大學 經濟學研究, 12(1), 1-29
Issue Date	1962
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31083
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(1)_P1-29.pdf



無償用役と国民所得

長谷部 亮 一

一

国民所得計算において、何を含め何を除くか、またそれらをどのように評価するかということは、国民所得の概念にかんする純理論的な問題であると同時に、多くの妥協的な操作をとまなう技術上の問題でもある。利用可能なデータの制約のもとで、具体的な推定値をまとめ上げるためには、純理的な観点のみをあまり嚴格につらぬくことは許されない。他方また、その実際の便宜的な操作も、いろいろな要因とか部門とかについて、あまりにばらばらな無統一なものであつてはならないし、理論的な意義を稀薄にしまうほど、過度に積み重ねられてはならないであろう。

しかも、理論的な概念規定と、技術的な処理方法との間が、はなはだしく拡大するときは、理論の側にも技術の側にも不備があるのであつて、双方から歩みよつて、その距離を縮めることが必要とならう。いいかえるならば、使いたれた便宜的な処置を無反省に続けていくことなく、そのような慣行的な処理によつて与えられている結果というのが、何をどれだけ真に意味することになっているか、あるいは、便宜的な操作の積み重ねが、その理論的な意味づけにたいして、重要な変更をもたらすことになってはいないか、ということなどについて、時折り再吟味して見る必要があるのである。

本稿の目的は、慣行的な処理方法の根底にひそむ基本的な考え方を追求して、国民所得概念を再吟味し、いくつかの積極的な提案をおこなうことにある。このような基本問題へ接近するにあたって、あえて無償用役 unpaid services すなわち明確な形での対価支払いをともなわずに提供される用役という観点を選んだのは、それらが、国民所得の計測において、いわばボーダーライン・エレメントを構成している、と考えられるためである。それを算入すべきかどうか、またどのような形で考慮すべきかということが、常に論議的になつていような、そういう境界領域においてこそ、前記の問題点が、きわめて鮮明に、しかも典型的な様式で、あらわれてくるにちがいないからである。

筆者はかつて、金融機関の帰属利子と、政府の生産物にかんする問題について、それぞれ最近の諸説を紹介し、批判したことがある。⁽¹⁾ところが、一九五五年一月、ナショナル・ビューロー・オブ・エコノミック・リサーチにおいて、アメリカ合衆国商務省の国民所得推計に用いられている、概念・方法・資料などが吟味されたとき、最もはなはだしく意見の対立を生んだ未解決の問題は、政府部門のとり扱いと、銀行部門のとり扱いにかんしてであったという。⁽²⁾従つて、無償用役を主題とする本稿においても、当然その議論の多くは、政府と金融機関とが無償で提供する、とみなされている用役によつて占められる。ただ、すでに発表した論稿では、どちらかといえば技術的な側面にやや重点がおかれ、また両論稿の主題が相互にほとんど関連なく論ぜられており、国民所得の考え方にたいして、根本的な再検討が必要なのではなからうかという示唆を、結論の一部に残したままであつた。その意味において、本稿は前記二論稿の延長線上に位置するものであり、それらをより包括的な観点から再構成し、技術的な側面のみならず、理論的な側面についても、なお一層分析をおし進めようとする意図をもっているのである。

(1) 『国民所得における帰属利子の問題』、小樽商科大学「商学討究」第五卷第二号、一九五四年一〇月、四九―七六頁。

『国民所得と政府生産物』、立正大学「経済学季報」第二〇号、一九五八年九月、二二―四四頁。

- (2) Introduction by J. A. Pechman, in *A Critique of the United States Income and Product Accounts*, (National Bureau of Economic Research, Studies in Income and Wealth, Vol. 22, 1958, pp. 7-8.

二

現在までに、そのとり扱いが多少とも問題にされた無償用役は、おおよそ次の六項目につきるといってよいであろう。

- (一) 主婦およびその他の家族構成員の家庭内における用役
 - (二) 所有者が使用する居住用家屋の用役
 - (三) 所有者が使用する家屋以外の耐用消費財の用役
 - (四) 銀行およびその他の金融機関が無償で提供する用役
 - (五) 金融業以外の企業によって提供される無償の用役
 - (六) 政府企業を除く一般政府が、無償もしくはその経費を到底償わぬような低料金で提供している用役
- しかし、実際の国民所得計算において、この(一)・(三)および(五)にたいし、積極的な考慮を払っている国は、現在のところほとんどないといつてよい。

主婦の家事用役を国民所得中に算入した事例としては、Matolcsy と Varga による一九二四—三七年のハンガリー、Lindahl と Dahlgren および Kock による一八六一—一九三〇年のスウェーデン、Vinci による一九三八年のイタリアにかんする推計などがあり、⁽³⁾ また国民所得の中に含めはしなかったが、一九二九年のアメリカにかんする、Kuznets の試算⁽⁴⁾をあげることができる。さらに比較的最近では、一九三八—四七年にかんする三九カ国の国民所得について、

国連統計局がとりまとめた資料によれば、主婦の無償用役を含むような定義を採用している国は、ノルウェーだけにすぎない。⁽⁵⁾しかし同国も、一九四九年の改訂で、これを除くようになった。⁽⁶⁾

物財の生産に直接関係しない消費用役を、国民所得に含めないという定義を採用している、社会主義諸国においては、所有者が居住する家屋の帰属家賃ということは、勿論始めから全く問題にならないが、他の国々では現在、家屋が与える用役について、賃貸の有無を差別しないのが普通となっている。だが、消費者によつて使用されている耐用財で、家屋以外のもの、例えば自動車・ピアノ・家具調度品・衣服などの用役については、それを算定している事例はきわめて少ない。僅かに、一八六一—一九三四年のスウェーデン推計と、一九三八年のイタリアにかんする Vinici の推計などがあるだけである。⁽⁷⁾なおこれに加えて、それらの用役を含めると含めないのでは、国民所得の支出面の構成がどのように変わるかという観点から、一八七九—一九四八年のアメリカについて、Kuznets の試算したものをあげることができよう。

金融機関の無償用役が、帰属利子という名称のもとに、始めて公けに論ぜられたのは、一九四四年九月、イギリス・アメリカ・カナダ三国の、国民所得推計にかんする政府機関の代表者達が、ワシントンに会合して、推計上の困難な諸問題について、意見を交換し、用語や問題の多い項目の処理などについて、統一をはかろうとしたときであろう。

ついで一九四五年一二月、プリンストンにおいて、国際連盟統計専門委員会の国民所得統計部会が、イギリス・オーストラリア・オランダ・カナダ・アメリカ・メキシコ・ノルウェー・スイスの委員、および米州統計協会の代表者を加えておこなわれ、帰属利子の問題は、各国の国民所得計算の実務担当者と、若干の理論家に注目されることになった。⁽⁸⁾現在では、これを国民所得の中に含めることが、国連の標準方式⁽⁹⁾となっているので、国連統計局が、その Year-book of National Accounts の基礎資料を集収する目的で、各国に配布する National Accounts Questionnaire に、忠

実に答えるためには、一応この用役の値を計算しなければならないことになる。

ここで無償の金融用役というのは、例えば銀行の預金者が、預金の管理・運用あるいは小切手の使用にともなう用役を銀行から無料で受けとっていることを指す。銀行がこの用役にたいする料金を請求しないのは、預金者へ手渡すはずの収益の一部を、用役の代償として差引くからである、と考えられている。すなわち、預金者はもともと、預金利子以上のものを取得するのであるが、前記のような用役にたいする料金として、その本来の取得利子と実際の預金利子との差額に相当する分を、銀行へ支払わねばならない。しかし銀行で、あらかじめこの差額分の受け払いが相殺されるので、実際の預金利子だけが表面にあらわれる。従つて、国民所得計算においては、この陰伏的な受け払いを陽表化し、実際の預金利子の他にも、なお預金者に帰属すべき利子部分の存在を、明示する必要があるといふのである。

現実的にみるならば、こうした受け払いの相殺ということは、銀行自身の営業計算においても、また預金者の意識の中においてすらも、決して具体的におこなわれているものでないから、それはあくまでも一つの仮定に他ならない。このような仮定が採用されるに至つた理由は、産業別に純生産額を計測する場合、金融部門について二重計算を導くということであつた。何故なら、金融業において発生する要素所得、すなわち賃金俸給・支払利子および利潤は、主として他産業部門から受けとる貸付利子や配当によるものであるから、何らかの調整をほどこさぬかぎり、その分だけ二重計算を含むことになるのである。

考えられる調整は、この重複部分の額を、(1)金融業部門から控除するか、(2)それぞれの産業部門から控除するか、(3)一括して全産業の純生産総額から控除するか、あるいは、(4)各産業の純生産を賃金俸給および利潤だけとし、利潤以外の財産所得は、個人の受けとるもののみをとりまとめ、それを別掲とするか、または何らかの基準にもとづいて、

各産業に配分するのである。(1)の方法では、金融業の純生産額はマイナスか、あるいはほとんどゼロに近くなる。(2)を実際におこなうことは、かなり困難な問題を含んでいるが、(3)の方式によれば、比較的簡単であり、フィンランドおよびノルウェーについて、その事例を見いだすことができる。⁽¹²⁾ また(4)の方法では、いわば分配国民所得の産業別組み替え計算に近似しよう。かつてアメリカで通常おこなわれていたのは、(2)と(4)とを混合したような形式であつて、金融業を個人の総体 aggregates of individuals とみなし、この部門の純生産だけは、賃金俸給と利潤のみからなるものとし、さらに他の産業部門の支払利子から短期債務の利子をすべて控除する、という特殊な方法であつた。⁽¹³⁾ 帰属利子の想定は、産業別純生産の計測において、金融業のそれがマイナスになる、というような奇異な結果を避け、また aggregates of individuals 法のように、金融業部門だけを特別扱いにする、という手続き上の不統一をなくし、しかも、産業別の計算から、所得形態別の計算に組み替えようとするとき、家計が実際に受けとる利子所得を、ただちに集計できるような形にしておくためであつた。帰属利子分を加えた支払純利子という方式は、これらの要求をことごとく満たすことができたのである。

金融業以外の企業が提供する無償の消費用役、例えば、娯楽施設を備えつけた休憩所や待合室、宣伝のための無料奉仕や実演、あるいは装飾・展示などの与える用役は、実際の国民所得推計に際して、ほとんど問題になつたことはない。ただ、ラジオおよびテレビ放送が聴視者に与えている用役については、それを何故考慮しないかというアメリカ商務省の説明⁽¹⁴⁾にたいして、Hagen と Budd による批判がある。⁽¹⁵⁾

一般政府の提供する用役についてひき起された議論は、非常に多岐にわたっているが、問題の焦点は要するに、政府用役の中に、中間財的なものの存在を容認するかどうか、ということにかかわる。Kuznets の分類によれば、すべてを一括して最終財もしくは中間財として処理する立場、租税の種類によつて両者を分割する立場、さらに、もっと

直接的に最終財あるいは中間財を評価する立場、という三つに分けることができ、彼はそれぞれの方法にたいして、*wholesale approach, tax-payments approach, specific approach*と名づけている⁽¹⁾。

しかし、理論的に考えてみると、政府用役をめぐる論議は、まず、財貨と用役にたいする一般政府の支出を、消費支出とみなすか、生産物を作り出すための経費支出とみなすか、いにかえるならば、政府を消費者と考えるか、生産者とみるかによつて、はつきり二分されるであろう。もし、政府を消費者とみなすならば、国民所得計算において考慮しなければならぬ政府生産物などというものは、原理的に、全く存在しないことになり、従つて、生産物にかんする一切の評価問題は、すべて無用となつてしまふはずである。

政府を生産者とみなすことによつて、始めてその生産物の種類とか、評価方法にかんする問題が発生する。それらのさまざまな意見は、つぎのように細かく分解して、整理することができるであろう。まず、政府は(1)中間財に相当するものを生産していないとみる立場、(2)中間財だけを生産していると考ええる立場、(3)中間財も最終財も生産しているとする立場、の三つに分かれる。さらに(3)の中では、中間財と最終財の分割ということが問題となり、(4)その分割は實際的に不可能である、(5)分割しても無意味である、(6)分割しない方が望ましい、(7)分割は困難だが、比較的はつきりしているものだけでも区別した方がよい、(8)何らかの仮定を設けて、明確に分割すべきである、というように考える、いろいろな立場に分かれる。そして最後の立場は、その採用される仮定の種類によつて、もつと細分されるであらう。

また、その生産物の評価方法については、評価基準として、(a)市場価格をそのまま用いる方式、(b)実際の経費支出で代用する方式、(c)何らかの帰属計算をつけ加える方式、(d)特別な計算価格を導入する方式、などに区分されるのである。このような分類は、議論をいたずらに煩雑にするだけである、という非難をうけるかもしれないが、政府部門

にかんする問題を整序するために、不可欠の準備作業といわなければならない。何故ならこの部門について、たとえ同一の推計結果に到達する方法でも、その理論的な意味づけを全く異にする、というようなことがありうるのであって、結果だけから判定しては、問題を充分に掘り下げる手がかりを、見失ってしまうことになるからである。

- (3) Cf. P. Studenski, The Income of Nations, 1958, p. 177.
- (4) S. Kuznets, National Income and Its Composition 1919-1938, 1941, pp. 432-433.
- (5) Statistical Office of the United Nations, National Income Statistics of Various Countries 1938-1947, 1948, p. 19 and pp. 80-81.
- (6) ibid. 1938-1948, 1950, p. 127.
- (7) Cf. P. Studenski, op. cit., p. 179.
- (8) S. Kuznets, "Long-Term Changes in the National Income of the United States of America since 1870," in Income and Wealth of the United States; Trends and Structure, (International Association for Research in Income and Wealth, Income and Wealth, Series II) 1952, pp. 164-167.
- (9) 両会議における結論の要約は、それぞれ次に収録されている。
National Bureau of Economic Research, Studies in Income and Wealth, Vol. 10, 1947.
Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts; Report of the Sub-Committee on National Income Statistics of the League of Nations Committee of Statistical Experts, 1947.
- (10) Cf. United Nations, A System of National Accounts and Supporting Tables, 1953, and United Nations Yearbook of National Accounts Statistics.
- (11) D. B. Yntema, "National Income Originating in Financial Intermediaries," in Studies in Income and Wealth, Vol. 10, 1947, pp. 25-28.
R. Stone, "Definition and Measurement of the National Income and Related Totals," Appendix in Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts, 1947, pp. 40-41 and pp. 66-67.

- (12) Statistical Office of the U. N., op. cit. 1938-1948, p. 22.
- (13) D. B. Yntema, op. cit., pp. 24-28.
- (14) The United States Department of Commerce, National Income 1951 edition, Supplement to Survey of Current Business, p. 32.
- ibid., 1954 edition, pp. 38-39.
- (15) E. E. Hagen and E. C. Budd, "The Product Side: Some Theoretical Aspects," in Studies in Income and Wealth, Vol. 22, p. 237.
- (16) S. Kuznets, "Government Product and National Income," in Income and Wealth, Series I, 1951, pp. 186-191.

三

国民所得計算の中で、有形の財貨と無形の用役とを差別せず、一樣に生産物としてとり扱うことは、「あらゆる種類の用役をふくむ、物的および非物的財貨総体の純額」という⁽¹⁷⁾ Marshallの規定以来の慣習であるが、このことは、生産物を物自体として考慮するのでなく、それらの有用性という次元で、考えようとするために他ならない。その次元においては、Pigouが指摘しているように、「国民分配分は、最終的には数多くの客観的な用役からなっているであり、そのうちあるものが財貨の形をとり、他のものは直接に提供される⁽¹⁸⁾」ということになる。すなわち、経済的厚生にたいする寄与という観点からすれば、財の有形・無形によって、差別はいささかもないわけである。

Marshall-Pigou流の国民所得には、経済的厚生の指標としての意義が、きわめて濃厚であり、それは、いろいろな批判にさらされながらも、また次第に、はつきりした言明を避けるような形をとるようにはな⁽¹⁹⁾ったが、現在もなお、相当根強く残っている観念であるといえよう。例えば、アメリカ商務省の公式的な報告書では、国民所得と経済的厚生の関係が、全く触れられてはいないし、その代表者達の見解にも、むしろそれを否定しようとする傾向が見うけら

れる。⁽²⁰⁾ それにもかかわらず、実際のな作業を導くいわゆるオペレーショナルな定義の、根底にあるものを鋭く追求されて、基本的な定義は厚生ということではないのか、と問いつめられたりすると、これをはっきり肯定しているのである。⁽²¹⁾

勿論、実際の計測にあたっては、現実には操作可能な概念が必要であるから、有用な財貨・用役の総体は、通常もっと狭く限定される。「直接あるいは間接に、貨幣の尺度と関係づけられるもの⁽²²⁾」という、経済的厚生にかんする Pigou の規定は、そのような現実的な配慮の一例として、しばしば多くの論者によって引用されるけれども、この規定そのものには、実際の推計を導く具体性が、ほとんど含まれていない。「間接に関係ある」ということは、きわめて伸縮自在であつて、それだけでは、どのような解釈をも許すからである。Pigou 自身は、実際の手續きとして、大英所得税委員会の慣行にしたがい、個人所得の一部として通例計算されているものに限定する⁽²³⁾。しかし、貨幣の尺度との関係ということが、大英所得税委員会の慣行と、どのような論理的関連をもつのかは、少しも明らかにされていない。

Gilbert へ Kravis は、国民所得の国際的な比較の観点から、財貨・用役の有用性という次元をやや離れ、経済的生産あるいは経済活動の概念を、「稀少な生産要素の使用を必要とするもの」に限定する。つまり、「経済活動と非経済活動との明確な相違は、一方が有用で他方がそうでない、というところにあるのではなく、非経済活動においてついやされた労力が、経済領域での択一的な使途に、利用できないということである⁽²⁴⁾」と考える。このような限定によつて、彼らは例えば、主婦の家庭内における無償の用役を、国民所得計算から、論理的に排除しようとしている⁽²⁵⁾。しかし、主婦の無償用役のすべてを、この概念規定にもとづいて、除き去ることは可能であるまい。家事労務が軽減されるならば、家庭外の職業についやされたであろう主婦用役は、国民所得の中に含まねばならないことになるからである。

国際比較の問題にかんするその後の展開において、Kraus は、(1)有償活動の準則・(2)報酬感応性の準則・(3)物財の準則、と名づける三つの規準を区別し、それぞれに実際的な意義を認めている。⁽²⁶⁾ この第二の準則によれば、それにいついやされる時間が、有償業務のうけとる報酬の変化にたいして、割合に感応的であるような家庭内の用役は、国民所得の国際比較において考慮されねばならないことになる。その問題をさらに検討することは、主婦の無償用役を取り扱う次節にゆずるが、われわれは、このような諸準則の中に、厚生の視点とは異なるものを、明らかに汲みとることができるであろう。

さらに、より具体的に限定された概念規定は、アメリカ商務省のそれであつて、「ある活動を、経済的生産として識別するために用いる基本的な規準は、それが市場経済の売買取引に、反映されているかどうかということである」⁽²⁷⁾ という。これは、現実的な国民所得計算の、限定された意味内容をば、非常に明確に言明している一例である。生産された財貨・用役の純額集計としての国民所得は、「最終財」の総体であつて、「中間財」を含まないものであるが、商務省のオペレーショナルな概念規定によれば、前者は「再販売されない購入」であり、後者は「再販売される購入」としてあらわされる。もつと技術的にいえば、「その計算期間内で」、企業の「経常費とならない購入」が、最終財であつて、当該期間内に「経常費となる購入」は、中間財であるということになる。いうまでもなく、ここには、厚生の視点の痕跡すらも残されてはいない。

けれども商務省は、このオペレーショナルな定義で、最後まで徹底しているわけではなく、いくつかの帰属計算、すなわち市場で売買されていない項目を導入し、また非合法的な取引を除くことによつて、それを修正する。しかも、その修正の論理的根拠は、少しも明らかにされず、ただ慣例にもとづくというような、曖昧な説明に終始している。そのため、すでに述べたような批判、すなわち、オペレーショナルな定義の根底にあるはずの、基本的な定義は何か

という批判にたいして、みずからの立場をつらぬくことができず、結局は厚生の視点を是認するかのような、混乱した結果を生み出しているのである。

後で詳説するように、われわれは、商務省の現実的な規定の中に、きわめて重要な、論理的意義が含まれているものと考えているのであるが、彼ら自身にとって、それはあくまでも、便宜的な措置以上の何ものでもなく、これを支える考え方に、確固とした論理の筋を欠いているように思われる。

最も広い生産活動の概念、すなわち効用を作り出し、あるいは既存の財に効用をつけ加える、いかなる過程をも含む、というような広般な規定にたいして、何らかの限定を与えることには、例えば *Russell* の主張するように、「どのような論理的停止点もないから、最終の決定は、本質的に恣意的なものとなる」⁽²⁸⁾ より他はない、と考えるべきであろうか。たしかに、きわめて一般的ないい方をすれば、恣意性を徹底的にぬぐいさることは、できないかもしれない。しかしながら、個々の事例については、それぞれにもっと具体的な理由づけが存在するのであって、あるときは陽表的に、あるときは陰伏的に、原則的な考え方と、実際のな便法とを結びつけている論理的な関連を、探り出すことができるはずなのである。それらは決して、文字通り恣意的なものではなく、その恣意性を許容する何らかの理由をもっているのである。

もしそうでなければ、われわれは、いわゆる恣意的な操作の結果が、実際に何を最も適確にあらわしているのか、また克服できる恣意性を、現実可能なかぎりにおいて、どのような方向へ縮少し是正していくべきか、といった問題にたいして、全く盲目であらねばならないことになる。

例えば、後でも詳しく触れるように、無償用役のとり扱いには、ほとんどの場合、測定の困難という問題がつきまとっている。この測定上の困難という理由づけは、一見論理的な要素を全く含まないもののようにであるが、決してそ

うではない。現実の国民所得計算の中には、いろいろな形での近似的推算とか、類推とかがおこなわれている。その項目を欠くことが、ある目的にとって重要な支障をもたらす、と判定されるならば、可能なかぎりの近似計算が工夫されているのである。従つて、測定の困難を理由にして、ある項目の算入が拒否されるということは、とりもなおさず、それについての可能な近似計算と、結果の利用価値とが比較考量され、結局これを含まぬ方が望ましい、あるいは重要な支障をきたすことがない、と判定されているために他ならない。

曖昧なものを含めると、明確な諸項目の利用価値をかえつてそこなう、というような意見の根底には、最も広般な生産概念を、より狭い範囲に限定しようとするとき、ある範囲をかなり明確に識別することができ、しかもこの限定された範囲内での計測結果が、ある程度独立した一つの具体的な意義なり、利用価値なりをもつこともできる、という考え方がひそんでいるといえよう。われわれが問題にしたいのは、まさしくその考え方なのである。

次節以降では、無償役の各項目を順次にとり上げ、それぞれの肯定意見と否定意見とを検討しながら、実際の処理の背後にひそむ思考と、それが意味しているものを探ることにしよう。

- (17) A. Marshall, *Principles of Economics*, 8th edition, 1920, p. 523.
 - (18) A. C. Pigou, *Economics of Welfare*, 4th edition, 1932, p. 31.
 - (19) Cf. C. Clark, *Conditions of Economic Progress*, 1st edition, 1940, and 2nd edition, 1951.
- 両版を対比すれば、国民所得の分析において、厚生にかんする表現や主張が後退していったことの、顕著な事例を見いだすことができるであろう。

- (20) E. F. Denison, "Report on Tripartite Discussions of National Income Measurement," in *Studies in Income and Wealth*, Vol. 10, p. 4.
- M. Gilbert, G. Jaszi, E. F. Denison, C. F. Schwartz, "Objectives of National Income Measurement: A Reply to Professor Kuznets," *Review of Economic and Statistics*, Aug. 1948, p. 189.

- (21) Comment by R. A. Easterlin to G. Jaszi's Paper, in Studies in Income and Wealth, Vol. 22, pp. 129-130.
Reply by G. Jaszi, *ibid.*, p. 140.
- (22) A. C. Pigou, *op. cit.*, p. 11.
- (23) *ibid.*, p. 34.
- (24) M. Gilbert and I. B. Kravis, An International Comparison of National Products and the Purchasing Power of Currencies, 1954, p. 67.
- (25) *ibid.*, pp. 68-69.
- (26) I. B. Kravis, "The Scope of Economic Activity in International Income Comparisons," in Studies in Income and Wealth, Vol. 20, 1957, pp. 349-350 and pp. 364-375.
- (27) The U. S. Department of Commerce, National Income 1951 edition, p. 21. *ibid.* 1954 edition, p. 30.
- (28) R. Ruggles and N. D. Ruggles, National Income Accounts and Income Analysis, 1956, p. 111.

四

主婦およびその他の家族構成員による家庭内の用役が、一国の厚生状態におよぼす影響は、いうまでもなくきわめて大きい。従つて、この用役を含まない国民所得は、厚生指標としての見地よりすれば、はなはだしい過小評価といわねばならないであろう。

例えば、さきに触れたスウェーデンの場合、一八六一年における国内生産は、七億八千万クローナであり、そのうち主婦の無償用役は、一億四千万クローナとなつてゐるから、主婦用役は、これを除いた国内純生産六億四千万クローナの、二二・九%に相当する。この比率は、一八八〇年に二〇・八%となり、一九〇〇年一九・二%、一九一三年二一・五%、一九二〇年二二・六%、そして一九三〇年に二〇・四%となつてゐる⁽²⁹⁾。またノルウェーの事例によれば、主

婦の無償用役を除く国民所得にたいする、主婦用役の比率は、一九三八年の一四・三％から、一九三九年一三・七％、一九四〇年一四・一％、四一年一三・六％となり、それ以後は四二年の一六・〇％、四三年一七・四％、こえて四五年二一・六％と上昇しつづけ、四六年には一六・二％、四七年は一四・二％に戻っている⁽³⁰⁾。さらに、Kuznetsの試算によると、一九二九年のアメリカにおける主婦の無償用役は、約二三〇億ドルであつて、同年の国民所得全体の二五％を超えるという⁽³¹⁾。

無償の家事用役は、ある程度まで、市場における有償の用役、例えば食堂その他の飲食店・洗濯屋・洋服店、あるいは託児所・家政婦などによる、職業的な用役でもつておきかえることができる。長期的にみると、経済成長にともない、家庭内の労務のうちで、市場性をもつた職業的労務によつて、代替される部分が次第に増大し、同時にまた、主婦が家庭外の有償的業務につく機会も、次第に多くなつてきているといえよう。さらに、景気変動の好況期と、戦時などにおいても、そのような代替性の一時的な拡大が見られ、不況期や戦後においては、逆の傾向が見いだされるのである。

従つて、Studenskiは、「主婦の無償用役を国民所得の計測から除くことは、国民所得の時間的な比較や、場所的な比較をますます困難なものとし、その上さらに、国民経済の長期的な変動も短期的な変動も、ゆがめて画きだすことになる⁽³²⁾」と主張する。また、家庭内用役の算入は、先進工業国における経済活動の変化を分析する場合、不必要であり邪魔でさえある、という意見をもっているStoneですら、後進国との比較をおこなうときには、この問題を避けることができない、と述べるのである⁽³³⁾。

しかし他方においては、経済的な生産の意味を狭く限定することによつて、無償の家事用役を、理論的に排除しようという試みもある。前節で述べたGilbertとKravisの意図がそうであり、またば同様の趣旨からDernburgと

McDougall は、主婦の家庭内用役が、択一的な生産用途をもつ稀少資源の使用によるものかどうか疑わしく、余暇を使っていることになるのではなからうか、といっている。⁽³⁶⁾けれども、このような経済的生産の規定は、それら論者の意図に反して、主婦の無償用役の一部を、かえって算入しなければならぬという、肯定論を裏づける結果となるであらう。

そのように論者の意図に反する結果を生むもう一つの例として、Studenski の規定をあげることができよう。彼によれば、たとえ市場価格をもっていない⁽³⁷⁾とも、その供給が制限されているために、一定の経済価値をもつ財貨と用役を、作りだすことに向けられた活動は、すべて経済的生産であるが、家族がその家族的な結合のもとに提供しあう用役は、経済価値をもたない非経済的生産とみなされる。⁽³⁸⁾しかし、同じ書物の中で彼は、国民所得の主要概念として、(1)包括的な生産の概念、(2)市場生産の概念、(3)物的生産の概念、という三つの区別をおこない、そのうち(1)を、最も合理的なものとみているが、(1)の概念における生産は、経済価値をもつ効用の創出にかんする過程であるにもかかわらず、家族間で提供された用役を、ある程度含むものと考えているのである。⁽³⁹⁾

一般に、家庭内の仕事は、市場における職業的用役によって代替される程度は、過去よりも最近時の方が、また後進農業国よりも先進工業国における方が、より大きいであらうから、家庭内での無償用役を含まない国民所得は、より最近の時期、およびより進んだ経済にとって、有利なかたよりをもっているものとみなされる。⁽⁴⁰⁾だが、そのかたよりのどの程度のものであるかは、たとえ非常に大まかな推測値にせよ、実際にはまだ示されたことがない。前にあげたスウェーデン、およびノルウェーの事例によつてみても、その比率の変化に、長期的な傾向を汲みとることは困難であらう。

また他方では、Rao のように、主婦の無償用役を含めないで国民所得を計測する方式は、かならずしも後進国にと

つて、顕著な過小評価をもたらすものではない、と主張する論者もある。先進国における主婦用役が特に少なく、後進国の主婦用役だけが非常に多いとは、いいえないのではなからうか、たとえその量的な差異がいくらあるとしても、家事使用人のうけとる報酬に、相当な格差があることをあわせて考慮するならば、ほとんど相殺されるのではなからうか、という。⁽³⁸⁾

無償の家事用役にかんする評価は、非農家における家事使用人の報酬と、農家における女子労務者の報酬をもとにしておこなわれ、それに若干の修正を加えるという方法が、現在までの僅かな実例の中で、採用されてきている。例えば、Matolsky と Varga は、家事用役を半日分の仕事と考え、さらに農家においては比較的虚弱な者が家事を担当しているとみなし、女子日傭賃金の半額で計算する⁽³⁹⁾。また、スウェーデンにかんする Lindahl の推計では、農家の主婦の労力が、家事に五〇%、農業に五〇%ずつ、ついやされるものと仮定している⁽⁴⁰⁾。こうした概略的な計算には、おそらく、その量と質との二側面から、疑問が提起されるにちがいない。スウェーデンでは、家庭外の職業をもたない一五歳以上の全婦女子を対象としているが、一世帯に複数の該当者がある場合、家事は分担されるか、もしくは一部の人へ集中するであろう。従つて、そのすべてに平均賃金額を適用するのは、明らかに過大評価を生む。

Kuznets の試算においては、世帯数（ただし单身世帯を除く）を基礎としているが、主婦以外の家族について、適当な平均所得額をきめることはできないという。ただ、その人員にかんする推定で、無職のものだけでなく、失業中あるいは就業中でも、家庭において用役を提供している者があるとして、約二百万人を追加していることは、興味深い⁽⁴¹⁾。だが、世帯数をもとにしてもなお、家事使用人を雇っている世帯と、そうでない世帯にたいして、一様に家事使用人の平均賃金を適用することは、不穏当であるといえよう。

Stone は、主婦の用役にかんする評価方法が二通りあるとし、第一に、主婦がもし家庭外で、同じ程度の労力をつ

いやす他の仕事をおこなうとすれば、どれだけの報酬を獲得できるか、第二は、家庭内での主婦の仕事を、他の人にやらせた場合、どれだけの経費が必要であるか、という観点であつて、両者は現実に、かならずしも同一の結果をもたらさないといつてゐる。⁽²⁾この第二の方法は、家事使用人の平均賃金を準用する、という手続きに結びつくが、第一の方法は、理論的にみて、択一的な生産用途に向けることのできる稀少資源の使用、ということを問題にする立場に
つながるであらう。

いずれにしても、主婦とその他の家族構成員の、家庭内における無償用役を推定する操作は、かなり問題の多い諸仮定に依存しなければならないから、市場性のある財貨・用役にくらべて、信頼度の非常に低い結果しか、求めることができない。このことはしばしば、それらの用役を国民所得計算から除外するための、強力な理由とされてきた。推計上の困難ということは、一見すると、理論的な問題に全く無関係なようではあるが、かならずしもそうでない。信頼度の低い項目を含めることが、かえつて、それ以外の諸項目全体の信頼度まで低め、明確なものまでも曖昧にしてしまふ、というような懸念を表明するとき、ひとはしばしば、推計結果の利用価値を、暗黙のうちに比較考慮しているのである。国民所得の約二〇%にも相当すると推測されているような、大きな項目を除いてまで、確保されねばならない明確さは、いうまでもなく厚生視点とは別個の問題であらう。

われわれは前節の最初で、財貨と用役が、有用性という観点からすれば、無差別であることを指摘した。しかし、もう一つ見逃してはならない考え方は、市場における支出の対象として、財貨・用役の間に差別がない、ということである。従つて、収入・支出の社会構造を分析する用具として、国民経済勘定の形式を採用するとき、あるいは、国民所得もしくはその類似概念を用いて、支出の集合的な態様を説明しようとする場合、厚生にかんする問題とは全く無関係に、有形財と無償用役との分離は、その意義を事実上失つてしまふ。勿論ここでの用役は、用役一般ではなく

て、対価支払いを要求する用役である。誰が何時、ある用役をうけとり、またそれをどれだけ使用しているか、ということではなく、誰がこの用役にたいして、何時その代価をどれだけ支払っているか、または支払うはずであるか、ということが問題になるのである。

たしかに、購入と販売とは、経済循環の総過程における一側面にすぎない。しかしながら、経済主体の型を通常、企業・家計・政府の三つに分けるということは、収入と支出とを調整する意味での、経済的計算の三類型にもとづくものに他ならないし、また現実の企業における産出活動、および提供活動は、各種の対価支払いにかんする比較の中で、その収益効果を判定され、それにもとづいて企画され、実行されているものであるから、経済循環の重要な部分が購入・販売の側面に集約されている、とみることができよう。あるいは少なくとも、経済循環がこの側面における諸要因に、密接な関連をもつて動いている、ということが許されるであろう。

われわれはこれを、支出視点と名づけよう。アメリカ商務省のオペレーショナルな定義は、明らかに支出視点に立脚するものであった。この視点からの国民所得の把握は、いわば収入獲得活動の市場における純計計算となる。それは、経済的厚生水準を指し示すものではないが、経済循環の規模と量的な構造の問題へ接近するための、きわめて重要な手段であるといわなければならない。最近の国民所得統計が、国民経済勘定という形式によって表示されること、従つてその性格が、「産出物の測定から経済過程の描写へ」⁽³⁾移行したという事情に、支出視点のもつ意義を、明白にうかがい知ることができよう。

ともあれ、国民所得から主婦用役を除くためには、厚生視点を離れることが不可欠である。この点にかんし、支出視点への認識にもとづくものではないが、Barnaの見解は注目に値する。彼によれば、その測定が困難であることをぬきにしても、また経済的厚生にかんする測度としての有用性が少なくなる、という事実にもかかわらず、主婦の無

償用役を国民所得計算から排除すべき、充分な理由があるという。それは、家庭内の所得分配における変化が、生産の社会的な構造にたいして、顕著な影響を与えないであらう、と考えられるためである。⁽⁴⁾

われわれはしかし、厚生視点よりする接近の有用性を、決して否定するものではない。ただ、経済的厚生指標としてみると、現行の国民所得概念はきわめて不充分であつて、ほとんどその目的を達することができない、と判定せざるをえないのである。たとえ、計測上の困難があろうとも、厚生に重要な影響を与える無償用役は、これを積極的に考慮し、近似計算を次第に精密化させるといふ方向に、進んでいかなければならないであらう。それと同時に、費用計算を家計の場へもおし拡げ、いわゆる経費的消費の問題をとり上げる必要もあろう。われわれは、厚生視点による国民所得を計測するためには、いわば国民余剰所得 *national surplus income* というような概念に、接近していかねばならないと考えるのであるが、それを詳細に述べることは、利子所得の問題や、政府の提供する中間財の問題にも触れるので、後にゆづらぬをえなう。

- (25) E. Lindahl, E. Dahlgren, and K. Kock, *National Income in Sweden 1860-1930, 1937*, pp. 234-235. ただし P. Studenski, *op. cit.*, p. 344, Table 24-4 24490.
- (26) Statistical Office of the U. N., *op. cit.* 1938-1947, pp. 82-83, Table 2.
- (27) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 433.
- (28) P. Studenski, *op. cit.*, p. 177.
- (29) R. Stone, *op. cit.*, p. 25.
- (30) T. F. Dernburg and D. M. McDougall, *Macro-Economics*, 1960, pp. 34-36.
- (31) P. Studenski, *op. cit.*, pp. 163-164.
- (32) *ibid.*, pp. 175-176.
- (33) C. S. Shoup, *Principles of National Income Analysis*, 1947, pp. 85-86.

- S. Kuznets, Six Lectures on Economic Growth, 1959, p. 17.
- (38) V. K. R. V. Rao, "Some Reflections on the Comparability of Real National Incomes of Industrialized and Under-developed Countries," in *Income and Wealth*, Series III, 1953, pp. 182-187.
- (39) M. Matolesy and S. Varga, *The National Income of Hungary 1924/25-1936/37*, 1938, p. 33. ただし、森田優三「国民所得の評価と分析」一九四九年、三三—三四頁を参照。
- (40) I. Ohlsson, *On National Accounting*, 1953, pp. 240-241.
- (41) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 433.
- (42) R. Stone, *op. cit.*, p. 93.
- (43) G. Jaszi, "National Income: Status and Prospects as seen by an Estimator," *Journal of the American Statistical Association*, Sept. 1951, p. 345.
- (44) T. Barna, "International Comparisons of National Accounts in Economic Analysis," in *Income and Wealth*, Series III, pp. 146-147.

五

第二節で述べたように、現在多くの国々では、所有者の居住する家屋の用役を国民所得に含め、所有者の使用する自動車・家具などのそれを含めないのが、通常の処理方法となっている。すなわち、家屋への支出は、投資支出としてとり扱い、家屋以外の耐用消費財への支出は、すべて消費支出とみなすのである。従って、両者を関連させ対比して検討すれば、問題の意味をかなり明らかにすることができるであろう。

まず注目しなければならないことは、アメリカ商務省の公式推計が、一九四七年の改訂まで、家屋を含め一切の耐用消費財について、その帰属賃賃料を国民所得中に算入していなかったことである。それらは、(1)通常支払われていないし、(2)市場における契約の結果として評価されるわけでもなく、(3)それを獲得する動機が、金銭的な収益にかか

わるものでなく、そして(二)推計も困難である、というのがその理由であつた。⁽⁴⁵⁾これは明らかに、支出視点にもとづく処置である。

しかし現行方式では、多くの国々と同じように、家屋についてだけ帰属賃貸料を計算している。その理由は、「賃貸されている家屋と、所有者が居住している家屋との間に、比較できるようなとり扱いを与えるため」であり、住宅の所有は、「借家人としての所有者へ売られる家屋用役を生産する営業」、とみなされる。⁽⁴⁶⁾すなわち、家屋とその用役は、これを所有する家計の経済計算から、一応切り離されて、一つの企業活動としてとり扱われているのである。

理論的に考えるならば、家計が所有し使用する耐用消費財のうち、家屋だけについて、その購入と用役の享受とを分離するのは、奇妙な慣行である。

住居の与える有用性という観点よりすれば、その住居についての所有者と居住者が、同一人であろうと別人であろうと、全く差別のないことはいうまでもない。また家屋は、長い年月の使用に耐えうるものであるから、その全用役を耐用期間にわたつて配分することは、そのときどきの厚生の状態を、より適確にあらわすことにもなるであろう。

しかし、同じことは、家屋以外の、賃貸借でできるすべての耐用財について、いうことが可能である。Kuznes は、「その用役が、財貨自体から相当程度分離でき、市場で売買されるような型の消費財」⁽⁴⁷⁾として、住宅だけを特別扱いにすることの理由をあげているが、そのような性格は、使用する度毎にめだつて損耗することのない、賃貸可能な消費財のすべてに、共通することなのである。

彼はまた別の個所で、実際に個々人は、家屋の購入を投資と考えるのと同じ程度に、他の耐用消費財の購入をも、投資として考えていると思われたいし、少なくとも合衆国では、自宅を建てようか、家を借りようかという選択ほどには、耐用消費財にかんする購入と賃借りとの間に、選択の機会が多くはないといつてゐる。⁽⁴⁸⁾しかし、始めから自分

自身で住むための住宅購入は、自家用乗用車を購入するときと同じように、大抵の場合、費用と将来の収益との関係を、比較計算するものではないであろう。ただ、家屋の賃貸借ということは、たしかに他の耐用消費財よりも、多くおこなわれるかもしれない。そうすると、その賃貸借市場の広い狭いによって、帰属賃貸料を算定する項目の選定がなされる、といつてよいのであろうか。

ナショナル・ビュロー・オブ・エコノミック・リサーチの、国民経済勘定審議委員会⁽⁹⁾の報告によれば、家屋以外の耐用消費財のとり扱いにかんして、同委員会の意見は、これを投資支出とすべきであるという少数意見と、現行どおり消費支出としての処理を主張する、多数意見とにわかれたという。少数意見は、つぎの五つの点で、現行方式の不備を指摘する。

(1)再生産可能な国富の一部とみなされているものを、經常支出の対象として処理するのは、不統一である。(2)実際の消費の変動を正確に示さず、誇張するおそれがあり、事実またしばしばそうであつた。(3)消費者が、タクシーや洗濯屋の利用から、自家用車や自分の洗濯機へ切り替えると、実際にはその所有者が変わつただけなのに、資本形成の低下をもたらすというのは、不合理である。(4)家事用の器具が、次第に家屋と密着し、いわば一体になつてきつのであるので、家屋自体とその設備とを分離して考えるのは、恣意的と思われる。(5)それらは、しばしば信用で購入されるが、このための負債の増加が負の貯蓄となるから、財の獲得を正の貯蓄の方に算入しなければ、貯蓄過程や資本市場の分析に役立つような数値が、得られないかもしれない⁵⁰。

委員の一人であり、また国富の調査研究に大きな業績を残しつつある Goldsmith は、別の機会にも、つぎのように主張している。耐用消費財の家計保有分が、国富の一部を構成していることは明らかであり、国民経済勘定は、国富の変化と貯蓄との間に、できるだけ並行的な関係を維持することが望ましい。これらの用役を考慮しないと、例えば

一九五〇年から五一年にかけてのように、ほとんど意味のない急激な貯蓄変動が、時として示されることになってしまふ。家屋以外の耐用消費財にかんする帰属用役の評価は、帰属家賃と同じようなやり方で、とり扱われなければならない、と。⁽⁵¹⁾

第三の点は、しばしば *invariance rule* とか、*invariance criterion* と呼ばれているものであり、国民所得の値が、純然たる制度的な変化にたいして、できるだけ不変であるように計測されねばならない、という要請にもとづいてゐる。それは、前節で述べた主婦の無償用役についても、問題になることであり、しばしば引用される Pigou の、「もしある人が、その家政婦や料理人と結婚するならば、国民分配分は減少する。このようなことは不合理である。」⁽⁵²⁾ という有名な敘述が、その適例でもある。そして同様のことは、帰属家賃の算入を正当化する一つの論拠として、自分の家をもつ二組の世帯が、おたがいに家を交換して住み、家賃を支払いあうことによって、国民所得が増大するのは不合理である、というように主張される。従つて、帰属家賃のための弁護論が、家賃だけを帰属させることにたいする批判として、そのまま逆利用されうるわけである。

ところで、国民経済勘定審議委員会の多数意見は、つぎの四点を根拠として、現行方式の改訂に反対する。すなわち、(一)家計の購入する財貨で、一年以上の耐用命数があるものを、すべて投資支出とみなすことは望ましくないであろう。とすれば、どこまでを經常支出とし、どこからを投資支出とするかの区別が、恣意的にならざるをえない。(二)耐用消費財にたいする支出を、一般の消費者はほとんど、貯蓄とは考えていない。従つて、実際の支出ではなく、帰属用役価値を含むような消費支出のデータは、多くのひとつにとつて、理解が困難であろう。(三)非耐用財の信用による購入も、最近非常に多くなつてきており、従つて信用購入全体を、耐用財の分とそれ以外の分とに、正確に配分しようとするれば、どうしても恣意的になつてしまふ。(四)現行方式をそのまま維持しながら、これを補うために、付属

表のような形式で、主要な耐用消費財の購入・保有・減価償却の推定値を示せば、消費支出にかんする本来のデータがもっている、単純さと明白さをそこなうことなく、利用者自身で適宜、投資支出を拡張して扱うこともできる。⁽⁵³⁾

けれども、少数意見は国富統計との関連を考えているのであるから、(一)の反論はいささか不穏当である。多数意見の議論が、国富統計から、家屋以外の耐用財の家計保有分をすべて除くべきである、という主張に直結するものでなければ、反論の趣旨は生きてこない。また(二)は、家屋の帰属用役についてもいうことで、例えば家計調査のデータなどと比較して、帰属家賃を含む消費支出ということは、一般に理解しがたいものである。しかし帰属用役の計測は、もともと支出視点に立つものではないのであるから、支出として理解しやすいかどうかを問題にするのは、適切な措置とはいえない。さらに(三)は、(5)にたいする誤解を含んでいると思われる。(5)の意図は、信用による購入の分割配分を、必要とするものではあるまい。

ただ、反論(四)の付属表を作成することは、たしかに一つの現実的な解決策であり、少数意見の意図するところもかなりに達成できるわけであるから、委員全体の意見の一致をみたのも当然といえよう。利用の目的によつて、計測の範囲を適宜変更できるようにする、というこの解決策の意義は、もつと一般的な立場から、つぎのように解釈されるであろう。すなわち、現行の国民所得方式には、複数の視点が混在している。各視点を妥協させて、それらすべてに共通するかのようなただ一つの方法を固執することは、かえつて多くの混乱と不統一を導くことになる。解決の方向は、それら視点の相違にもとづく、計測範囲・評価方法・表示形式などにおける差異を、明らかにさせていくことにあるのではなからうか。

ともあれ、家屋以外の耐用消費財の用役については、国民所得計算に組み入れることを、原理的に賛成するひとは、主婦用役の場合よりも、むしろ多いのであるが、ここでもまた、推計上の技術的な困難ということが、それを除

外しなければならぬ強力な理由として、述べられてきている。

たしかに實際の推計作業は、きわめて粗略な假定を必要とする。スウェーデンの事例によると、まず耐用年数を五年・一〇年・二〇年の三段階とし、保有されている財貨全体を三グループに分け、それぞれに年率5%を適用して、用役の純価値を算定する。ただし減価償却は、用役の粗価値にたいして固定率を保つことが假定され、耐用年数五年の財貨は粗用役価値の八六・三%、一〇年のものは七四・八%、二〇年のものは五九・四%として、計算されている。

その結果、例えば一九三〇年についてみると、耐用消費財の純用役価値は、三億二千百万クローナとなり、国内純生産（ただし主婦用役を含む）の三・四%に相当する。この比率は、長期的な上昇傾向をもち、一八六一年の〇・九%から、一八八〇年の一・四%、一九〇〇年二・一%、一九一三年三・一%弱、一九二〇年三・一%強、そして一九三〇年の三・四%となっている。

一八七九—八八年から一九三九—四八年に至る期間の、アメリカにかんする Kuznets の試算では、耐用消費財の壽命を一樣に一〇年として、その一〇年間で定額的に償却するものと假定し、純用役の計算には、Macaulay と Durand による、主要な債券利回りを準用している。彼は、すでに述べた理由で、家屋以外の帰属用役を考慮することに不賛成であるが、この試算は、耐用消費財の購入を資本形成に組み替えた場合の、國民總生産もしくは純生産における、構成比率の長期的な變動をみるためであつた。

このような組み替えは、当然各項目にかなりの變化を与える。消費總額は、耐用消費財の購入額が控除され、これに代つて、その帰属用役が加算されるけれども、結果的には減少する。粗資本形成は、前記の購入額だけ増大し、また純資本形成の方は、この購入額がプラス、減価償却の増加分がマイナスとなるが、特殊な場合を除いて、ほとんど増大するであろう。そして國民純生産は、帰属用役の純価値だけ、前より増大することになる。このような関連から、

構成比率の変化が導き出される。ところが、Kuznets の計算では、国民純生産が全期間にわたって減少している⁽⁵⁶⁾。それは、消費総額につけ加えられる耐用財の帰属用役を、粗額で算定すべきであるにかかわらず、純額でおこなうという誤りをおかしているからである。国民所得の場合は、この用役の純額を附加的に計上するだけで、必要な修正を完了するが、国民純生産の場合は、構成項目毎に複雑に変化することを忘れてはならない。

ところで以上のように、耐用消費財の純用役を算定するに際して、ある種の利率率を準用することは、利子の現実的な意義にかんして、誤解を含むものと考えられる。実物資産の純収益と、資金の貸借において成立する価格との間には、直接的な関連がないとみるべきであろう。この問題は、公債利子をめぐる論議を検討するとき、詳細に触れることにし、ここでは、帰属計算の一般的な方式からみて、利率の準用ということが、やや不齊一なとり扱いであるといいたい。

対価支払いのない財貨・用役について、その価値を帰属計算する場合、一般に是認せられている方式は、市場にある同種の、もしくは類似の財貨・用役の価格を適用し、該当するものが全くないときは、それを生産するために使用された財貨・用役の価格で代用する、ということである。これは、国民所得計算において、財貨・用役をすべて市場価格で評価する、という原則（勿論厳密に言えば一つの便法に他ならないが）よりして、当然の処置であろう。

もつとも、類似物の市場価格を適用することには、Dernburg と McDougall がいうように、若干の難点もないわけではない。すなわち、(1) その帰属計算の対象が、もし実際に市場にあらわれたならば、市場価格はおそく変化することであろうし、(2) 生産者の家計用に留保されたものや、現物給与として支給されるものは、市場での販売に向けられる財貨・用役より、質の劣るものであるかもしれない、また(3) それらは、市場過程を経ないで、直接に処分されるものであるから、実際は販売経費だけ、市場価格より廉価であるとみなすべきであろう⁽⁵⁷⁾。たしかに、実際の賃貸料

は、土地や家屋の用役にたいする代価の他に、これを貸す企業者用役への対価支払いをも含んでいるから、自分自身に貸している場合、市場価格を準用することは、この企業者用役にたいする支払い分だけ、過大評価になるといえる。

しかし、受けとられる用役の有用性という観点からすれば、市場で販売されている場合も、所有者によって使用されている場合も、全く無差別なはずであるから、一樣に市場価格を適用すべきである、という議論も成り立つ。こうした帰属評価について、Rugglesは注目すべき主張をおこなっている。彼は、農家の自家消費農産物を販売価格で評価した方がよいか、同種のものの小売価格で評価した方がよいか、と設問して、農家自身の観点からすれば、その価値はおそらく前者であり、厚生の観点よりすれば、後者をもつて考えるのが合理的であろう、という。⁽⁴⁵⁾ 農家にとつて「彼自身の観点」というのは、やや不明確な表現であるが、より深く立ちいつて、その意味を解釈してみると、それは厚生視点とは別個の、いわば産出視点と名づけることのできるものである。この産出視点については、政府の用役にかんする問題をとり上げる場合、詳しく論究することにして、ここではただ帰属評価における視点の差異を指摘するにとどめたい。

(45) The U. S. Department of Commerce, *National Income in the United States 1929-35, 1936*, p. 4.

(46) ditto, *National Income 1951 ed.*, p. 40.

(47) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 9.

(48) ditto, *op. cit.*, in *Income and Wealth, Series II*, p. 164.

(49) この委員会は、合衆国予算局統計基準部の要請により、政府の国民所得勘定を再検討し、その改善と補充について勧告をするために設けられ、一九五六年一月から翌年の七月まで、数次の会合を開いた。委員はつぎの九名である。V. L. Baasie, G. Colm, R. A. Easterlin, E. B. George, R. W. Goldsmith, J. A. Pechman, R. L. Reiersen, R. Ruggles, L. Teper.

- (50) The National Economic Accounts of the United States: A Report by the National Accounts Review Committee of the National Bureau of Economic Research, 1958, pp. 72-73.
- (51) R. W. Goldsmith, "Saving," in Studies in Income and Wealth, Vol. 22, p. 451.
- (52) A. C. Pigou, op. cit., p. 33.
- (53) The National Economic Accounts of the U. S., p. 73.
- (54) I. Ohlsson, op. cit., p. 241.
- (55) P. Studenski, op. cit., pp. 343-344.
- (56) S. Kuznets, op cit., in Income and Wealth, Series II, p. 164.
- (57) Cf. ibid., p. 153, Table 33, and p. 165, Table 36.
- (58) T. F. Dernburg and D. M. McDougall, op cit., p. 46.
- (59) R. and N. D. Ruggles, op. cit., p. 110.

[以下次号]